

日医発第 427 号（年税 35）

平成 23 年 8 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

平成 23 年東日本大震災に係る災害復旧資金（医療貸付）等の改定

（第 2 次補正予算に伴う貸付条件の更なる緩和）について

独立行政法人福祉医療機構は、平成 23 年 5 月 12 日付都道府県医師会長宛通知文「平成 23 年東北地方太平洋沖地震にかかる災害復旧資金（医療貸付）等の改定について」（日医発第 113 号）でご案内した通り、平成 23 年東日本大震災により、被害を受けた医療機関に対し、第 1 次補正予算に伴う運転資金にかかる特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ等）を実施しております。

その後、日本医師会の要望が実現し、第 2 次補正予算に伴う 7 月 25 日付の同制度の改定で、医療貸付等について、二重債務問題への対処のため、償還期間の延長等の優遇措置が実施されることとなりました。

つきましては、独立行政法人福祉医療機構より、別添の通り、通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

制度の詳細及び最新情報は、独立行政法人福祉医療機構のホームページ（トップページ） > 重要なお知らせ > 『災害復旧資金』の取り扱いについて > （平成 23 年）・東日本大震災で被災された皆さまへのお知らせ

（[http://hp.wam.go.jp/home/topics\\_list/recovery/tabid/947/Default.aspx](http://hp.wam.go.jp/home/topics_list/recovery/tabid/947/Default.aspx)）より、ご覧いただけますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、本会は、引き続き、福祉医療機構に対し災害復旧資金（医療貸付）のさらなる拡充を求めるとともに、既存債務問題について国会議員等に働きかけをしてまいりますことを申し添えます。

医業第 0725001 号

平成 23 年 7 月 25 日

社団法人 日本医師会  
会長 原中 勝征 様

独立行政法人福祉医療機  
医療貸付部



平成 23 年東日本大震災に係る貸付けの特例の改正（第 2 次補正予算に伴う貸付条件の更なる緩和）について

さて、標記につきましては、平成 23 年 5 月 2 日付医業第 0502001 号医療貸付部長通知により、当機構業務方法書附則第 26 条に基づき東日本大震災に係る災害復旧資金の貸付けを実施する旨通知したところですが、今般、平成 23 年 7 月 25 日を以て平成 23 年度第 2 次補正予算が成立したことに伴い、被災医療関係施設等の復興のため一層の優遇措置を講じましたので、その旨通知します。

第 2 次補正予算においては、被災医療関係施設等の二重債務問題に対処すべく償還期間の延長等の優遇措置を実施しております。

つきましては、特定被災区域（東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 3 項において定める市町村）に所在する被災医療関係施設等の開設者を中心とした当機構の特別の貸付けについて、会員の皆さまにご周知いただくようよろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、都道府県医師会に対しては同様の通知をしておりますので、併せてお知らせいたします。



医業第 0725001 号

平成 23 年 7 月 25 日

都道府県医師会長 様

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部



平成 23 年東日本大震災に係る貸付けの特例の改正（第 2 次補正予算に伴う貸付条件の更なる緩和）について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 23 年 5 月 2 日付医業第 0502001 号医療貸付部長通知により、当機構業務方法書附則第 26 条に基づき東日本大震災に係る災害復旧資金の貸付けを実施する旨通知したところですが、今般、平成 23 年 7 月 25 日を以て平成 23 年度第 2 次補正予算が成立したことに伴い、被災医療関係施設等の復興のため一層の優遇措置を講じましたので、その旨通知します。

第 2 次補正予算においては、被災医療関係施設等の二重債務問題に対処すべく償還期間の延長等の優遇措置を実施しております。

つきましては、特定被災区域（東日本大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 3 項において定める市町村）に所在する被災医療関係施設等の開設者を中心とした当機構の特別の貸付けについて、会員の皆さまにご周知いただくようよろしくお願い申し上げます。

## 平成23年（2011年）東日本大震災に かかる災害復旧資金の概要（医療貸付）

### 1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被災された医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行）の提出が可能な方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

### 2. 貸付対象施設等

病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設、助産所、  
指定訪問看護事業及び薬局（調剤部門に限る・新規追加）

### 3. 貸付金の種類

建築資金、機械購入資金、長期運転資金

### 4. 貸付限度額

融資率

災害復旧資金	通常
100%	70～80%

建築資金及び機械購入資金については所要額とし、長期運転資金については上限額の引き上げ等の措置を講じております。

※建築資金及び機械購入資金については1,000万円まで、  
長期運転資金については3,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

○建築資金

		災害復旧資金	通 常
病 院	所要額の 100%※		7億2,000万円
診 療 所			5億円
介護老健			7億2,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○機械購入資金

		災害復旧資金	通 常
病 院	高 額	所要額の 100%※	7億2,000万円
	一 般		
診 療 所			2,500万円
介護老健			5,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○長期運転資金

		災害復旧資金	通 常
病 院	診療（介護）報酬 の3か月分		1,500万円
診 療 所			300万円
介護老健			1,000万円

## 5. 償還期間(据置期間)

建築資金にかかる据置期間について最長5年間まで延長(従来は最長3年間)。

また、機械購入資金(先進医療機器に係るものを含む)及び長期運転資金について償還期間と据置期間を延長。

さらに、第2次補正予算により二重債務となる方に対応するため、建築資金の償還期間を最長39年(病院・介護老健)に、機械購入資金の償還期間を最長15年(全施設・事業)に延長。

### ※二重債務となる方とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を経営するための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

#### ○建築資金

		災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
(うち据置期間)	病 院	最長39年 (最長5年)	最長30年 (最長5年)	最長30年 (最長3年)
	介護老健	最長39年 (最長5年)	最長30年 (最長5年)	最長30年 (最長3年)
	診 療 所	最長30年 (最長5年)	最長20年 (最長5年)	最長20年 (最長2年)

#### ○高額医療機器のうち先進医療に係る機械購入資金(病院のみ)

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	最長13年 (最長2年6か月)	10年 (6か月)

#### ○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	最長8年 (最長2年6か月)	5年 (6か月)

#### ○長期運転資金

	災害復旧資金		通 常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	最長10年 (最長2年6か月)	3年 (6か月)

## 6. 貸付利率（東日本大震災にかかる利率）

（平成23年7月25日現在）

資金種類	施設種類	償還期間	貸付金額	契約締結から			通常の（甲種：病床不足地域） 貸付利率（乙種：病床過剰地域）	
				当初5年間	6,7年目	8年目以降	（甲種）	（乙種）
建築資金	病院	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	1.50%（1.10%）	2.00%（1.60%）
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.90%（0.20%）	0.90%（0.20%）	1.80%（1.10%）	1.80%（1.10%）	2.30%（1.60%）
		30年超 39年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.90%（0.20%）	0.90%（0.20%）	1.80%（1.10%）	（二重債務となる方への対応）	
	診療所	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	1.50%（1.10%）	2.00%（1.60%）
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.90%（0.20%）	0.90%（0.20%）	1.80%（1.10%）	（二重債務となる方への対応）	
	介護老健	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	1.60%（1.20%）	
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.90%（0.20%）	0.90%（0.20%）	1.80%（1.10%）	1.90%（1.20%）	
		30年超 39年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.90%（0.20%）	0.90%（0.20%）	1.80%（1.10%）	（二重債務となる方への対応）	
	養成施設	20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	2.00%（1.60%）	
		20年超 30年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.90%（0.20%）	0.90%（0.20%）	1.80%（1.10%）	（二重債務となる方への対応）	
	助産所	15年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	2.00%（1.60%）	
		15年超 20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	（二重債務となる方への対応）	
	訪問看護	7年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%	0.60%	1.50%	1.60%	
		7年超 20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）	（二重債務となる方への対応）	
薬局	10年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%	0.60%	1.50%	（二重債務となる方への対応）		
	10年超 20年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子（無利子） 0.60%（0.20%）	0.60%（0.20%）	1.50%（1.10%）			
機械購入資金			貸付金額	当初5年間	6,7年目	8年目以降		
	病院の高額医療機器のうち先進医療機器	13年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30%	0.30%	0.40%	1.50%	
	一般の医療機器（全施設共通）	8年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30%	0.30%	0.40%	1.20%	
	すべての医療機器	8年（13年）超 15年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30%	0.30%	0.40%	（二重債務となる方への対応）	
長期運転資金			貸付金額	当初5年間	6,7年目	8年目以降		
	全施設	10年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30%	0.30%	0.40%	1.20%	
		10年超 15年以内	～7.2億円 7.2億円超	無利子 0.70%	0.70%	0.80%	（二重債務となる方への対応）	

1. 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せします。
2. 利率の（ ）は、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。
3. 網掛け部分は二重債務となる方に限った優遇措置です。
4. 貸付契約時点の金利を適用します。
5. 利率は金利情勢にあわせて見直しますので、お問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

**独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部 医療審査課**

TEL 0120-3438-63※

※平日は9:00~19:00、土日及び休日は9:00~17:00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0659

E-Mail [wam\\_iryuu01@wam.go.jp](mailto:wam_iryuu01@wam.go.jp)





## 東日本大震災にかかる 災害復旧資金のごあんない

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。  
福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、平成23年度第1次補正予算及び第2次補正予算により、5年間に渡る無利子貸付制度の創設や二重債務問題対策のための償還期間の延長など、様々な優遇措置を講じております。

これからも被災地の皆さまの復興支援に全力で取り組んで参ります。

### 1. ご利用いただけるお客さま

東日本大震災で被災された民間病院の開設者

### 2. ご融資の窓口

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

TEL: 0120-3438-63 (震災相談窓口直通)

※平日は9:00~19:00、土日及び祝日は9:00~17:00の間、受け付けております。

FAX: 03-3438-0659 / メール: wam\_iryuu01@wam.go.jp

### 3. ご融資の概要

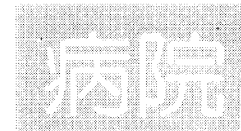
- (1) 建築資金 (改修費用や仮設建物の建築費も対象)
- (2) 機械購入資金 (各種医療機器・備品など)
- (3) 長期運転資金 (賞与等の人件費など)

### 4. 優遇措置の内容 (主なもの)

第1次補正予算による優遇措置(5月2日実施)	第2次補正予算による拡充措置(7月25日実施)
(1) 建築資金の貸付限度額撤廃※担保額上限	(1) 償還期間の延長 (建築資金: 30年→39年、機械購入資金8年→15年)
(2) ①貸付額7.2億円までの無利子期間 (当初5年間)を創設	(2) 長期運転資金の償還期間の延長 (10年→15年)
②7.2億円を超える金額及び6、7年目も優遇金利を適用	(3) 機械購入資金の貸付限度額撤廃 ※担保額上限
③8年目以降も通常金利より優遇	(4) 長期運転資金の無担保貸付限度額の拡大 (1千万円→3千万円)
(3) 元金の据置期間を最長5年間に延長 (従来は最長3年)	※(1)は二重債務となる方限定の措置

◆優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を営むための債務 (民間の金融機関からの借入金を含む) を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のために新たに機構からの融資を希望している方です。



## 建築資金

(平成23年7月25日現在)

		貸付条件	
貸付限度額		所要額 <sup>※1</sup> の100% <sup>※2</sup>	
償還 (据置) 期間	建築 購入	耐火	①30年以内 (5年以内) ②20年以内 (5年以内)
		その他	③15年以内 (5年以内)
	賃借	敷金・保証金 権利金	15年以内 (5年以内) 5年以内 (2年6か月)
貸付利率 <sup>※3</sup>		①30年以内償還	②20年以内償還 ③15年以内償還
当初	~7.2億円	無利子	無利子
5年間	7.2億円超	0.9%	0.6%
		6、7年目	0.6%
		8年目以降	1.5%
担保		不動産担保 ※無担保は1,000万円まで <sup>※4</sup>	
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要 <sup>※4</sup>	

※1 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費も含む。(災害特例)

※2 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※3 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※4 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。

2. ご融資には審査があります。

### ◆二重債務となる方への特別優遇措置

建築資金 償還(据置)期間	耐火	39年以内 (5年以内)
------------------	----	--------------

## 機械購入資金

(平成23年7月25日現在)

		貸付条件	
対象機械	(イ)医療機器・備品 (1品30万円以上)	(ロ)高額医療機器 (1品5千万円以上)	
貸付限度額	所要額の100%※1		
償還期間 (据置期間)	8年以内(2年6か月以内)		
貸付利率※2	8年以内償還		
当初 5年間	～7.2億円	無利子	
	7.2億円超	0.3%	
6、7年目		0.3%	
8年目以降		0.4%	
担保	不動産担保※3 ※無担保は1,000万円まで※4		
保証人	1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※4		

※1 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※2 貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※3 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。

※4 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

### ◆二重債務となる方への特別優遇措置

機械購入資金  
償還(据置)期間

15年以内(5年以内)

## 長期運転資金

(平成23年7月25日現在)

		貸付条件	
貸付限度額	診療報酬及び介護報酬の3か月分※1		
償還期間 (据置期間)	①10年超15年以内(5年以内) ②10年以内(2年6か月以内)		
貸付利率※2	①15年以内償還	②10年以内償還	
当初 5年間	～7.2億円	無利子	無利子
	7.2億円超	0.7%	0.3%
6、7年目		0.7%	0.3%
8年目以降		0.8%	0.4%
担保	不動産担保又は診療報酬(介護報酬)担保 ※無担保は3,000万円まで※3		
保証人	1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※3		

※1 所要額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち最も低いものが貸付限度額。

※2 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※3 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

# 診療所

WAM 福祉医療機構  
医療貸付部

## 東日本大震災にかかる 災害復旧資金のごあんない

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。  
福祉医療機構では、被災地の皆さまの復興を支援するため、平成23年度第1次補正予算及び第2次補正予算により、5年間に渡る無利子貸付制度の創設や二重債務問題対策のための償還期間の延長など、様々な優遇措置を講じております。

これからも被災地の皆さまの復興支援に全力で取り組んで参ります。

### 1. ご利用いただけるお客さま

東日本大震災で被災された民間診療所の開設者

### 2. ご融資の窓口

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

TEL: 0120-3438-63 (震災相談窓口直通)

※平日は9:00~19:00、土日及び祝日は9:00~17:00の間、受け付けております。

FAX: 03-3438-0659 / メール: wam\_iryuu01@wam.go.jp

### 3. ご融資の概要

- (1) 建築資金 (改修費用や仮設建物の建築費も対象)
- (2) 機械購入資金 (各種医療機器・備品など)
- (3) 長期運転資金 (賞与等の人件費など)

### 4. 優遇措置の内容 (主なもの)

第1次補正予算による優遇措置(5月2日実施)	第2次補正予算による拡充措置(7月25日実施)
(1) 建築資金の貸付限度額撤廃※担保額上限 (2) ①貸付額7.2億円までの無利子期間 (当初5年間)を創設 ②7.2億円を超える金額及び6、7年 目も優遇金利を適用 ③8年目以降も通常金利より優遇 (3) 元金の据置期間を最長5年間に延長 (従来は最長3年)	(1) 償還期間の延長 (建築資金: 20年→ 30年、機械購入資金8年→15年) (2) 長期運転資金の償還期間の延長 (10年→15年) (3) 機械購入資金の貸付限度額撤廃 ※担保額上限 (4) 長期運転資金の無担保貸付限度額の 拡大 (1千万円→3千万円) ※(1)は二重債務となる方限定の措置

#### ◆優遇措置の対象になる「二重債務となる方」とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を経営するための債務 (民間の金融機関からの借入金を含む) を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階  
独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

# 診療所

## 建築資金

(平成23年7月25日現在)

		貸付条件	
貸付限度額		所要額※1の100%※2	
(据置期間) 償還期間	建築購入	耐火	①20年以内 (5年以内)
		その他	②15年以内 (5年以内)
	賃借	敷金・保証金 権利金	15年以内 (5年以内) 5年以内 (2年6か月以内)
貸付利率※3		①20年以内償還	②15年以内償還
当初5年間	~7.2億円	無利子	無利子
	7.2億円超	0.9%	0.6%
6、7年目		0.9%	0.6%
8年目以降		1.8%	1.5%
担保		不動産担保 ※無担保は1,000万円まで※4	
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※4	

※1 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費も含む。(災害特例)

※2 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。

※3 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。ホームページで最新の金利をご確認ください。

※4 無担保・無保証人 (利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除) の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

#### ◆二重債務となる方への特別優遇措置

建築資金 償還(据置)期間	耐火	30年以内 (5年以内)
------------------	----	--------------

ご不明な点はこちらまで→0120-3438-63 (福祉医療機構 震災相談窓口直通)

# 診療所

## 機械購入資金

(平成23年7月25日現在)

		貸付条件	
対象機械		医療機器・備品(1品10万円以上)	
貸付限度額		所要額の100%※1	
償還期間 (据置期間)		8年以内(2年6か月以内)	
貸付利率※2		8年以内償還	
当初	～7.2億円	無利子	
5年間	7.2億円超	0.3%	
6、7年目		0.3%	
8年目以降		0.4%	
担保		不動産担保※3 ※無担保は1,000万円まで※4	
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※4	

- ※1 補助金を除く金額。担保評価額までの貸付。  
 ※2 貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。  
 ※3 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。  
 ※4 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

### ◆二重債務となる方への特別優遇措置

機械購入資金 償還(据置)期間	15年以内(5年以内)
--------------------	-------------

# 診療所

## 長期運転資金

(平成23年7月25日現在)

		貸付条件	
貸付限度額		診療報酬及び介護報酬の3か月分※1	
償還期間 (据置期間)		①10年超15年以内(5年以内) ②10年以内(2年6か月以内)	
貸付利率※2		①15年以内償還	②10年以内償還
当初	～7.2億円	無利子	無利子
5年間	7.2億円超	0.7%	0.3%
6、7年目		0.7%	0.3%
8年目以降		0.8%	0.4%
担保		不動産担保又は診療報酬(介護報酬)担保 ※無担保は3,000万円まで※3	
保証人		1名以上 但し、利率に+0.2%することで不要※3	

- ※1 所要額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち最も低いものが貸付限度額。  
 ※2 当初5年間は貸付金額により異なります。また、貸付利率は契約締結時点の利率が適用になります。ホームページで最新の金利をご確認ください。  
 ※3 無担保・無保証人(利率に0.2%の金利を上乗せし保証人を免除)の貸付条件を利用できるのは、個人に対する貸付に限ります。(災害特例)

(注意点)

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。



事務連絡  
平成23年7月25日

都道府県  
各 指定都市 衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設・医療施設等に対する融資について  
(平成23年度第一次・二次補正予算における措置)

今回の東日本大震災においては、社会福祉施設・医療施設等が全半壊する等の被害も多数発生しており、その復旧を図ることは喫緊の課題であります。

そのため、「平成23年度第一次補正予算」にて、被災した社会福祉施設・医療施設等の復旧を支援するため、独立行政法人福祉医療機構による福祉医療貸付について、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を100%とする等の優遇措置を行うために必要な予算を盛り込んだところです。

また、社会福祉施設・医療施設等が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金の調達が困難になるなど、いわゆる「二重ローン」を抱える社会福祉施設・医療施設等を支援するため、本日成立した「平成23年度第二次補正予算」にて、既往債務について、返済猶予、償還期間の延長、金利の見直し等の積極的な条件変更を行うこととし、また、新規貸付についても貸付条件を更に緩和し、無担保貸付額の拡充、償還期間・据置期間の延長等を図るために必要な対策を図ることとしています。(別紙参照)

つきましては、関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、東日本大震災に伴う災害復旧貸付に関する詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページに情報を掲載しております。また、専用の相談窓口も設けておりますので、積極的に御活用ください。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構ホームページ : <http://hp.wam.go.jp/>

福祉貸付についての融資相談窓口 : 0120-3438-62

医療貸付についての融資相談窓口 : 0120-3438-63

(平日9~19時、土日祝日9~17時)

既往債務についての相談窓口 : 0120-3438-64 (平日9~19時)

## 社会福祉施設・医療施設等の二重債務問題への対応

	新 債 務	旧 債 務																																
一次補正時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・医療貸付（災害復旧貸付） 貸付利率 …一定期間無利子 建築資金の貸付限度額を所要額まで拡大 （担保額を上限） 無担保貸付… 1千万円まで 保証人… 1名以上又はオンコスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返済猶予 当面6か月間の返済猶予、償還期間の延長</li> </ul>																																
二次補正時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・医療貸付（災害復旧貸付） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">貸付条件</th> <th style="width: 20%;">一次補正</th> <th style="width: 20%;">拡充</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建築</td> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td style="text-align: center;">30年</td> <td style="text-align: center;"><u>39年</u>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">経営</td> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">15年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">据置期間</td> <td style="text-align: center;">(福祉)2年 (医療)2年6月</td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無担保貸付</td> <td style="text-align: center;">1千万円</td> <td style="text-align: center;">3千万円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li style="text-align: right; margin-top: 5px;">※特養・病院等の場合</li> <li>・医療貸付（災害復旧貸付） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">貸付条件</th> <th style="width: 20%;">一次補正</th> <th style="width: 20%;">拡充</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">機械</td> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td style="text-align: center;">8年</td> <td style="text-align: center;"><u>15年</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">据置期間</td> <td style="text-align: center;">2年6月</td> <td style="text-align: center;"><u>5年</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付限度額</td> <td style="text-align: center;">通常貸付の 2倍</td> <td style="text-align: center;">担保額を 上限</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">* 下線は二重ローン問題への対応</p>	種別	貸付条件	一次補正	拡充	建築	償還期間	30年	<u>39年</u> ※	経営	償還期間	10年	15年	据置期間	(福祉)2年 (医療)2年6月	5年	無担保貸付	1千万円	3千万円	種別	貸付条件	一次補正	拡充	機械	償還期間	8年	<u>15年</u>	据置期間	2年6月	<u>5年</u>	貸付限度額	通常貸付の 2倍	担保額を 上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>①返済猶予、償還期間の延長 原則として5年間以内の返済猶予、償還期間の延長。</li> <li>②条件変更による再生支援（個別対応） 再生可能性がある医療・福祉施設の再建を支援するため、民間金融機関と協調し、積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）を行う。</li> </ul>
種別	貸付条件	一次補正	拡充																															
建築	償還期間	30年	<u>39年</u> ※																															
経営	償還期間	10年	15年																															
	据置期間	(福祉)2年 (医療)2年6月	5年																															
	無担保貸付	1千万円	3千万円																															
種別	貸付条件	一次補正	拡充																															
機械	償還期間	8年	<u>15年</u>																															
	据置期間	2年6月	<u>5年</u>																															
	貸付限度額	通常貸付の 2倍	担保額を 上限																															

※上記に加え、東日本大震災に関する特別相談窓口の設置（土日祝日対応）や現地相談会の実施等適切な相談体制を確保（既存予算で対応）

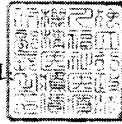
(別紙)

平成 23 年 5 月 2 日  
独立行政法人福祉医療機構  
医療貸付部

医業第 0502001 号  
平成 23 年 5 月 2 日

社団法人 日本医師会  
会長 原中 勝 征 様

独立行政法人福祉医療機構  
医療貸付部



平成 23 年東日本大震災に係る貸付けの特例について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記につきましては、平成 23 年 5 月 2 日を以て補正予算が成立したことに伴い、  
当機構業務方法書附則第 26 条に基づき、当分の間、東日本大震災に係る災害復旧資金  
の貸付けとして、別紙のとおり特別の貸付けを行うものとしたしますので通知します。  
つきましては、別添資料の区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構  
の特別の貸付けについて、会員各位へのご指導方よろしくお願い申し上げます。  
なお、別添のとおり、都道府県医師会に対しては同様の通知をしておりますので、併  
せてお知らせいたします。

### 平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災に かかる災害復旧資金の概要 (医療貸付)

#### 1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被災された医療関係施設の開設者であって、その旨が確認で  
きる被害に関する証明書等 (市町村長その他相当の機関が発行) の提出が可能な方を対象と  
します。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、  
別途ご相談ください。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

#### 2. 貸付対象施設

病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設、助産所、  
指定訪問看護事業及び薬局 (調剤部門に限る・新規追加)

#### 3. 貸付金の種類

建築資金、機械購入資金、長期運転資金

#### 4. 貸付限度額

融資率

災害復旧資金	通 常
100%	70~80%

建築資金については所要額とし、他の資金についてはそれぞれ上限額の引き上げ等の措  
置を講じております。(1,000万円まで無担保でのご融資が可能です)

○建築資金

	災害復旧資金	通 常
病 院	所要額の 100%※	7億2,000万円
診 療 所		5億円
介護老健		7億2,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○機械購入資金

		災害復旧資金	通 常
病 院	高額	14億4,000万円※	7億2,000万円
	一般	2億円	
診 療 所		5,000万円	2,500万円
介護老健		1億円	5,000万円

○長期運転資金

		災害復旧資金	通 常
病 院 診 療 所 介護老健			1,500万円
	診療(介護)報酬 の3か月分		300万円
			1,000万円

5. 償 還 期 間 (据 置 期 間)

建築資金にかかる据置期間について最長5年間まで延長(従来は最長3年間)。

また、機械購入資金(先進医療機器に係るものを含む)及び長期運転資金について償還期間と据置期間を延長。

○高額医療機器のうち先進医療に係る機械購入資金(病院のみ)

		災害復旧資金	通 常
償還期間		最長13年	10年
(うち据置期間)		(最長2年6か月)	(6か月)

○機械購入資金

		災害復旧資金	通 常
償還期間		最長8年	5年
(うち据置期間)		(最長2年6か月)	(6か月)

○長期運転資金

		災害復旧資金	通 常
償還期間		最長10年	3年
(うち据置期間)		(最長2年6か月)	(6か月)

6. 貸 付 利 率 (東日本大震災にかかる利率)

<病院 診療所 介護老人保健施設 医療従事者養成施設 助産所 指定訪問看護事業 薬局>  
(平成23年5月2日現在)

区 分	資金の種類	契約締結から			通常の貸付利率 (甲種は病床過剰地域 乙種は病床不足地域)		
		貸付金額・償還期間	当初5年間	6、7年目	8年目以降	(甲種)	(乙種)
病 院	建 築	7.2億円まで 20年償還 20年超30年償還	無利子(無利子) 無利子(無利子)	0.70%(0.30%) 1.00%(0.40%)	1.60%(1.20%) 1.90%(1.30%)	1.60%(1.20%) 1.90%(1.30%)	2.10%(1.70%) 2.40%(1.80%)
		7.2億円超 20年償還 20年超30年償還	0.70%(0.30%) 1.00%(0.40%)	0.70%(0.30%) 1.00%(0.40%)	1.60%(1.20%) 1.90%(1.30%)	1.60%(1.20%) 1.90%(1.30%)	2.10%(1.70%) 2.40%(1.80%)
	機械購入	一般医療機器 先進医療機器	無利子 無利子	0.30% 0.30%	0.40% 0.40%	1.20%	
	長期運転	7.2億円まで	無利子	0.30%	0.40%	1.20%	
		7.2億円超	0.30%				
	診 療 所	建 築	7.2億円まで 20年償還 20年超30年償還	無利子(無利子) 0.70%(0.30%)	0.70%(0.30%) 0.70%(0.30%)	1.60%(1.20%) 1.60%(1.20%)	1.60%(1.20%)
7.2億円超 20年償還			0.70%(0.30%)	0.70%(0.30%)	1.60%(1.20%)		
機械購入			無利子	0.30%	0.40%	1.20%	
長期運転		7.2億円まで	無利子	0.30%	0.40%	1.20%	
	7.2億円超	0.30%					
介 護 老 健	建 築	7.2億円まで 20年償還 20年超30年償還	無利子(無利子) 無利子(無利子)	0.70%(0.30%) 1.00%(0.40%)	1.60%(1.20%) 1.90%(1.30%)	1.70%(1.30%) 2.00%(1.40%)	2.00%(1.40%)
		7.2億円超 20年償還 20年超30年償還	0.70%(0.30%) 1.00%(0.40%)	0.70%(0.30%) 1.00%(0.40%)	1.60%(1.20%) 1.90%(1.30%)	1.70%(1.30%) 2.00%(1.40%)	2.00%(1.40%)
	機械購入		無利子	0.30%	0.40%	1.20%	
	長期運転	7.2億円まで	無利子	0.30%	0.40%	1.20%	
7.2億円超		0.30%	0.30%	0.40%	1.20%		

- (注) 1. 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せします。  
2. 利率の( )は、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利です。  
3. 貸付契約時点の金利を適用します。  
4. 利率は金利情勢にあわせて見直しますので、お問い合わせください。



貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部 医療審査課

TEL 0120-3438-63※

※平日は9:00~19:00、土日及び休日は9:00~17:00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0659

E-Mail wam\_iryuu01@wam.go.jp

記者発表資料



平成23年5月2日  
内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」について

本日、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が参議院本会議で可決成立され、同法第二条第二項及び第三項の規定に基づき、同法に定める措置の対象とする「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」を定める「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」が閣議決定されました。

### I 政令の概要

今回の政令で定められた市町村は以下のとおりです。

1. 特定被災地方公共団体（法第2条第2項）：地方公共団体等に対する特別の財政援助の対象となる地方公共団体

青森県：4市町村、岩手県：20市町村、宮城県：31市町村、福島県：35市町村、茨城県：31市町村、栃木県：12市町村、千葉県：12市町村、新潟県2市町村、長野県：1市町村（合計：148市町村） ※ 該各市町村名は別紙のとおり

(参考：特定被災地方公共団体に定められた都道府県)

都道府県については、法第2条第2項において、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県とされています。

2. 特定被災区域（法第2条第3項）：被災者等に対する特別の財政措置の対象となる区域

青森県：4市町村、岩手県：34市町村、宮城県：35市町村、福島県：59市町村、茨城県：39市町村、栃木県：16市町村、千葉県：23市町村、新潟県3市町村、長野県：1市町村（合計：214市町村） ※ 該各市町村名は別紙のとおり

※ 特定被災区域については、都道府県の指定はありません。

### II 今後の予定

- ・ 5月2日（月） 公 布（予定）

(別紙)



平成23年5月2日  
内閣府(防災担当)

## 1. 特定被災地方公共団体

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡陸上町  
 岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡  
 矢巾町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村  
 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町  
 宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島  
 市 大崎市 刈田郡蔵王町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 亶理郡亶理町 同郡  
 山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村  
 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町  
 福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 伊達郡桑折  
 町 同郡国見町 同郡川俣町 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村  
 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡小野町 双葉  
 郡広野町 同郡増葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相  
 馬郡新地町 同郡飯館村  
 茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 つくば市 ひ  
 たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市  
 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村  
 稲敷郡美浦村 北相馬郡利根町  
 栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町  
 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町  
 千葉県：千葉市 銚子市 成田市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 香取市 山武市 山武郡九十九里町  
 同郡横芝光町  
 新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町  
 長野県：下水内郡栄村

## 2. 特定被災区域

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡陸上町  
 岩手県：盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡  
 平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡高巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡  
 西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡  
 山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町  
 二戸郡一戸町  
 宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島  
 市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具  
 郡丸森町 亶理郡亶理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大  
 郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町  
 本吉郡南三陸町  
 福島県：福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬  
 市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村  
 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町  
 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同  
 郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同  
 郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町  
 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡増葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町  
 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村  
 茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨  
 城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市  
 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町  
 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬  
 郡利根町  
 栃木県：宇都宮市 足利市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町  
 同郡茂木町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町  
 千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市  
 浦安市 印西市 富里市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武  
 郡九十九里町 同郡横芝光町  
 新潟県：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町  
 長野県：下水内郡栄村

## 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に ついて

5月2日(火)、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」  
が参議院本会議で可決成立いたしました。

同法律は、東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共  
団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融  
上の支援等の特別の助成措置について定めるものです。

・<主な内容>中の下線は、阪神・淡路財特法に盛り込まれていなかったもの。

### 1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助<24項目(阪神・淡路19項目)>

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体(政令で定める「特定被災  
地方公共団体」)等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理  
等に対する補助等の財政援助を行う。[いわゆる激甚法の「横出し」]

<主な内容>

【補助率 8/10~9/10】

上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設(街路等)

一般廃棄物処理施設、集落排水施設 ※以上の施設は事業費を合算して補助率を算出。

【補助率 1/2~8/10~9/10】災害廃棄物処理(ガレキ処理)

【国の負担率 8.5/10】仙台空港の滑走路等

【補助率 2/3】警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、

保健所、社会福祉施設(老人デイサービス施設、社会事業授産施設等) 等

### 2. 被災者等に対する特別の助成措置<116項目(阪神・淡路60項目)>

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域(政令で  
定める「特定被災区域」)における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や  
中小企業者に対する金融支援等の助成を行う。

<主な内容>

【社会保険関係】被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行  
方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給 等

【金融支援関係】被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険料補率の拡充 等

※個別の措置の詳細につきましては所管の省庁にお問い合わせください。

＜参考＞

事務連絡  
平成23年5月2日

都道府県 衛生主管部局(局) 御中  
指定都市  
中核市

厚生労働省医政局総務課

独立行政法人福祉医療機構に対する融資について  
(平成23年度第一次補正予算における措置)

今回の東日本大震災においては、医療施設、薬局等が全半壊する等の被害も多数発生しており、その復旧を図ることは喫緊の課題であります。

そのため、本日成立した「平成23年度第一次補正予算」の中に、被災した医療施設、薬局等の復旧を支援するため、独立行政法人福祉医療機構による医療貸付について、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を100%とする等の優遇措置を行うために必要な予算を盛り込んだところであります。(別紙参照)

つきましては、被害に関する証明書の発行等、関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、東日本大震災に伴う災害復旧貸付に関する詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構福祉医療機構のホームページに情報を掲載しております。また、専用の相談窓口も設けておりますので、積極的に御活用ください。

(参考)

独立行政法人福祉医療機構ホームページ: <http://hp.wam.go.jp/>  
医療貸付についての融資相談窓口: 0120-3438-63

(平日9～19時、土日祝日9～17時)

医療貸付事業

平成23年東日本大震災により被害を受けた医療関係施設の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金の貸付。

(建築資金: 主な施設に対するもの)

	災害復旧資金	通常
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	5～7.2億円
償還期間(据置期間)	20～30年以内(5年以内)	20～30年以内(2～3年以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率	(病院: 病床不足地域で償還期間が30年の場合) [5年間] 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は通常金利から▲0.9% [6・7年目] 通常金利から▲0.9%	1.6%～2.4%
担保額での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上 保証人なしの場合は+0.2%	1名以上 保証人なしの場合は+0.2%

(長期運転資金: 主な施設に対するもの)

【平成23年5月2日現在】

	災害復旧資金	通常
貸付限度額	診療(介護)報酬×3か月	300～1,500万円
償還期間(据置期間)	10年以内(2年6か月以内)	3(10)年以内(6か月以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率	(病院) [5年間] 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は通常金利から▲0.9% [6・7年目] 通常金利から▲0.9% [8年目以降] 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上 保証人なしの場合は+0.2%	1名以上 保証人なしの場合は+0.2%

(機械購入資金: 主な施設に対するもの)

	災害復旧資金	通常
貸付先	病院、診療所、介護老人保健施設 等	病院(5,000万円以上の高価機械のみ)、診療所、介護老人保健施設 等
貸付限度額	14.4億円 ただし、病院(一般)2億円 病院(先進)14.4億円	2,500万円～7.2億円
償還期間(据置期間)	8～13年以内(2年6か月以内)	5～10年以内(6か月以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率	[5年間] 7.2億円までは無利子、7.2億円超は通常金利▲0.9% [6・7年目] 通常金利から▲0.9% [8年目以降] 通常金利から▲0.8%	1.2% (先進医療1.6%)
担保額での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上 保証人なしの場合は+0.2%	1名以上 保証人なしの場合は+0.2%